令和８年

上尾市教育委員会４月定例会　議案

議　　案　　名

議案第３６号　上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について ------ 1

議案第３７号　上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ------ 2

議案第３８号　上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について ------ 4

議案第３９号　上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について ------ 5

議案第４０号　上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について ------ 7

議案第４１号　教育委員会事務局の職員に係る令和８年５月１日付人事異動について ------ 8

議案第３６号

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年４月２３日提出

上尾市教育委員会教育長　　西　倉　　剛

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会事務局組織規則（平成５年上尾市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表部の部副参事の項の次に次のように加える。

	法務監	上司の命を受け、上尾市教育委員会全体の法務に関する事務を掌理する。

附　則

この規則は、令和８年５月１日から施行する。

提案理由

上尾市教育委員会事務局に法務監を設置することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第３７号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年４月２３日提出

上尾市教育委員会教育長　西　倉　　剛

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

（上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部改正）

第１条　上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成２０年上尾市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表２の項中「副参事」を「副参事　法務監」に改め、同表３の項中「職員」の次に「（課内推進室に所属する職員を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

4	推進室長	課内推進室が所属する課の長
5	主幹以下の職にある課内推進室の職員	推進室長

（上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正）

第２条　上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成２２年上尾市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の９の項第３号ウ、第４号ウ、第５号ウ、第７号ウ及び第９号ウ中「副参事」の次に「、法務監」を加える。

別表第２の３の項第２号ア、第５号の２ア、第７号イ、第８号エ、第９号イ及び第１１号イ中「副参事」の次に「、法務監」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和８年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第２条第１号に規定する決裁をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市教育委員会事務局に法務監を設置することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第３８号

上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について

上尾市幼児教育推進協議会委員に下記の者を任命する。

令和８年４月２３日提出

上尾市教育委員会教育長　西　倉　剛

記

１　任命［任期：令和９年４月３０日まで］

選出区分	氏　名	住　所　等	役職名等	備考
４号委員	田野（たの）　順子（じゅんこ）	上尾市立今泉小学校	校長	新規

１号委員：幼児教育に関し学識経験のある者
２号委員：市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者
３号委員：市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児教育に携わる者
４号委員：市立小学校の校長を代表する者
５号委員：前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市幼児教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市幼児教育推進協議会条例第３条第２項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第３９号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員に下記の者を委嘱し、又は任命する。

令和８年４月２３日提出

上尾市教育委員会教育長　　西　倉　　剛

記

１　委嘱［任期：令和８年３月３１日まで］

氏　名	住　所　等	役職名等	備考
つつい　のりこ 筒井　功子	中央児童相談所勤務	安全確認・市町村支援担当課長	再任
あおき　かずと 青木　和登	上尾警察署勤務	生活安全課長	新任
すが　さとし 須賀　聡	上尾市青少年育成連合会所属	副会長	再任
ふくしま　だいすけ 福島　大介	上尾市ＰＴＡ連合会所属	副会長	新任
たきざわ　まこと 瀧澤　誠	上尾市立大石中学校在勤	上尾市生徒指導推進協議会長	新任

２　任命［任期：令和８年３月３１日まで］

氏　名	住　所　等	役職名等	備考
さとう　じん 佐藤　仁	上尾市勤務	総務課長	再任
もちだ 持田　ゆりえ	上尾市勤務	こども家庭保健課長	再任
すずき　まさと 鈴木　雅人	上尾市勤務	青少年課長	新任
やまだ　あきこ 山田　暁子	上尾市勤務	人権男女共同参画課長	新任
ほだま　けいいち 帆玉　敬一	上尾市立西小学校勤務	上尾市小学校長会長	新任
やまだ　まさひろ 山田　正浩	上尾市立大谷中学校勤務	上尾市中学校長会長	新任

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期満了に伴い、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第５条第３項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

議案第４０号

上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市学校給食運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和８年４月２３日提出

上尾市教育委員会教育長　　西　倉　　剛

記

１　委嘱［任期：令和９年４月３０日まで］

選出区分	氏　名	住　所　等	役職名等	備考
２号委員	いけまち　きょうこ 池町　京子	上尾市地頭方 在住	上尾市立太平中学校 ＰＴＡ副会長	新任
	ふくしま　だいすけ 福島　大介	上尾市小泉 在住	上尾市立大石中学校 ＰＴＡ会長	新任

２　任命［任期：令和９年４月３０日まで］

選出区分	氏　名	住　所　等	役職名等	備考
１号委員	ゆもと　たかゆき 湯本　貴幸	上尾市立大谷小学校 在勤	校長	新任
	たきざわ　まこと 瀧澤　誠	上尾市立大石中学校 在勤	校長	新任
	しまむら　なおと 島村　直人	上尾市立瓦葺中学校 在勤	校長	新任

【選出区分】
１号委員：学校の校長を代表する者
２号委員：学校に在学する児童又は生徒の保護者を代表する者
３号委員：学校の学校医を代表する者
４号委員：学校の学校薬剤師を代表する者
５号委員：本市を所管する保健所職員
６号委員：前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市学校給食運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市学校給食運営委員会条例第３条および第４条の規定によりその後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第４１号

教育委員会事務局の職員に係る令和８年５月１日付人事異動について

教育委員会事務局の職員に係る令和８年５月１日付人事異動を下記のとおり実施する。

令和８年４月２３日提出

上尾市教育委員会教育長　　西　倉　　剛

記

別冊「令和８年５月１日付人事異動（案）」のとおり

提案理由

教育委員会事務局の職員に係る令和８年５月１日付け人事異動を発令したいので、この案を提出する。